

## 老朽危険空家等(危険な空き屋)除却費補助金交付の流れ

## 1. 事前調査申請

## &lt;提出書類&gt;

- 事前調査申請書(様式第2号)
- 【以下の書類は必要に応じて添付】
- 共有者(又は相続人)全員の同意書
- 同意書に押印された印鑑の印鑑証明書
- その他

## 2. 事前調査

## &lt;現地確認&gt;

- 職員による現地確認(補助対象の合否確認)
- ・国及び県の評価基準を用いて評価

## 3. 事前調査の結果を送付

## &lt;結果通知&gt;

- 事前調査結果通知書(様式第3号)
- ・評価した結果を申請者あて通知

## 4. 補助金交付申請

補助対象者に該当した方は、補助金交付申請が必要です。  
※ ご都合により交付申請されない場合は早めに連絡をお願いします。

## &lt;提出書類&gt;

- 老朽危険空家等除却費補助金交付申請書(様式第4号)
- 工事計画書(様式第5号)
- 工事見積書(内訳明細が分るもの)の写し
- 同意書(様式第6号)
- 【以下の書類は必要に応じて提出】
- 委任状(補助金申請の手続きを他の者に委任する場合に必要:様式は任意)
- 誓約書(様式第1号)
- ・共有者等の同意が全員揃わない場合

## 5. 交付決定通知書

## &lt;結果通知&gt;

- 補助金等交付決定通知書(様式第2号)を送付
- 補助金不交付決定通知書(様式第7号)の送付

6. 業者と契約、工事着手  
※交付決定通知を受理後契約して下さい。

## &lt;注意事項&gt;

- 契約日:交付決定通知以降の日
- 契約書の宛名:補助金申請者
- 工期の確認(11月30日までに解体工事が終了すること)

## 7. 実績報告

※補助事業完了の日から30日以内又は12月10日までのいずれか早い日まで

## &lt;提出書類&gt;

- 老朽危険空家等除却実績報告書(様式第8号)
- 除却工事に係る写真(着工前、除却後)
- 工事費支払済み領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類

## 8. 額の確定通知書

## &lt;確定通知&gt;

- 補助金交付額確定通知書を送付します

## 9. 補助金請求

## &lt;提出書類&gt;

- 補助金交付請求書
- ※振込先口座が確認できるもの(通帳等)

10. 補助金の支払い  
ご指定の口座に振り込みます。

【問合せ先】 市役所都市建築課  
TEL 0978-25-6274